

社会福祉法人中央区社会福祉協議会「中央区社協だより」等 広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人中央区社会福祉協議会が発行する「中央区社協だより」等（以下「広報紙等」という。）における広告の募集及び掲載に関し、必要な事項を定める。

(掲載の範囲)

第2条 掲載する広告は、地域福祉や地域住民に関連したもので、次に掲げる事項に該当しないものとする。

- 一 広報紙等の公共性及び品位を損なう恐れのあるもの
- 二 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に掲げる営業に該当するもの
- 三 政治活動、宗教活動、意見広告、人事募集及び個人の宣伝にかかわるもの
- 四 公序良俗に反するもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、広報紙等に掲載する広告として妥当でないと会長が認めるもの

(掲載規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は次のとおりとする。

場 所	大きさ (区画単位)	金 額 (区画単価)		備 考
		裏表紙	見開き	
表紙を除く頁	縦35mm 横55mm	2万円	1万円	2区画以上の申込みは、区画単価に掲示区画数を乗じた金額とする。

(掲載の募集)

第4条 広告掲載希望者の募集は、広報紙等により行う。

(掲載申込)

第5条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書に掲載原稿を添えて申し込むものとする。この場合において、原稿は原則として電子データとする。

(掲載の決定基準)

第6条 広報掲載について、複数の申込みがあり、競合する場合は、当該申込みに係る区画数及び掲載継続回数等（以下「申込回数等」という。）を総合的に勘案し決定する。ただし、申込回数等で差異が生じない場合は、申込みの先着順とする。

(掲載の決定通知)

第7条 会長は前条の基準により掲載の可否を決定し、広告掲載・不掲載通知により速やかに申込者に通知する。

(掲載料の納付)

第8条 広告掲載決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載決定後、

指定した日までに掲載料を納付しなければならない。

(掲載料の返還)

第9条 既納の掲載料は返還しないものとする。ただし、広告主の責任によらない事由により広告掲載ができなかったときは、返還する。

(広告主の責任及び負担)

第10条 広告の内容及び版下の作成は、広告主の責任及び負担とする。ただし、広告の表現については、広告主との協議により会長が変更を加えることができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- 一 広告掲載料を指定した日までに納入しないとき
- 二 広告主が公序良俗に反する行為を行ったとき
- 三 広告掲載決定後、第2条各号に掲げる項目に該当することが判明したとき

附 則 (平成15年1月20日会長決裁)

この要領は、平成15年1月20日をもって施行する。

附 則 (平成26年3月3日会長決裁)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月2日会長決裁 表題及び第1条広報紙名変更、第3条金額(区画単価)種別変更)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。